

4 制 服 等

(1) 服装

- ① 本校指定の制服A、制服Bを着用する。夏服、冬服を、それぞれの時期に決められた着こなしで着用すること。

制服Bは移行期には合服を着用し、ネクタイかリボンを着用する。

- ② 厳寒期は、黒または紺色の防寒服の着用及び、手袋・マフラーの着用を認める。

ただし校内での着用は認めない。

制服Bを着用する生徒は、黒又は紺色の

Vネックセーター、タイツの着用を認める。

(2) 履物

- ①制服Aの靴下は白、黒、紺、グレーとする。

制服Bの靴下は黒、紺とする。

- ②通学靴は黒、紺、白系で運動可能なものとする。

ただし、ローファーを通学靴とすることも認める。

- ③体育館シューズ・上履きは本校指定のものとする。

(3) 頭髪等

- ① 特異な髪型や眉の加工をしない。
- ② 前髪の長さは、眉にかかる程度とする。
- ③ ピアス穴はあけない。
- ④ タトゥーは禁止とする。
- ⑤ 爪の長さなど、身だしなみを整える。
- ⑥ パーマ、脱色、染色等による髪への加工はしない。
- ⑦ 女子生徒の後髪はブレザーの襟えりにかからない。
襟えりにかかる場合は結ぶ。

(4) その他

- ① 登下校時のバッグは、本校指定のものとする。
- ② 校則に記載されていない事項についても、一般的な常識から逸脱したものは認めない。

5 禁 止 事 項

- (1) 法律に違反する行為。
- (2) 自動車、バイクの運転免許の無断取得。
また、その者の運転する乗り物への乗車。
- (3) 学習にふさわしくない物の校内への持ち込み。
- (4) 化粧や装飾品を身につける。
- (5) 高校生入場許可店以外のカラオケ店の利用。
- (6) 深夜徘徊。
- (7) 考査の際の不正行為。
- (8) 暴力行為。
- (9) 校内の器物への落書き。

6 許 可 事 項

- (1) アルバイト
- (2) 自動車免許取得
 - ① 3年生については原則として進路内定後、自動車学校への入校を許可する。
 - ② 本試験受験は、卒業式の翌日以降とする。

7 届 出 事 項

下記の事項は、許可書等で届け出る。

- (1) やむを得ない事情で放課以前に校外に出るとき。
- (2) 校舎、校具、ガラスなどの破損や紛失等したとき。
- (3) やむを得ない事情による異装をするとき。
- (4) 地域行事への参加をするとき。